

離れて住む親、フリーターの子供はどうなる?

「扶養家族」に関する 税金と健康保険の 取扱いQ&A

“扶養家族”といつても、税務と社会保険では取扱いに相違がありますが、意外と勘違いされている人が多いようです。ここでは20代のフリーターの扱いなど、判断に戸惑うケースを中心に、その考え方を解説します。

税理士・社会保険労務士

奥田正名



扶養家族の考え方は所得税法と健康保険法では異なります。とはいえ、似ている箇所も多々あるため、実務の現場では混同しているケースが頻繁に見受けられます。

この二つの法律での取扱いを比較してみましょう。大きなポイントは、ともに満たす必要のある二つの要件「家族要件」と「年収要件」の違いを押さえることです。

なお、本文では「扶養家族」を所得税では扶養親族・控除対象配偶者、健康保険では被扶養者を指すものとして説明していきます。

まず、家族要件とは次[※]図表1のようなものでです。

所得税での「生計を一にする」

とは、必ずしも同一の家屋に起居している(同一世帯である)ことを要件としません。たとえば、勤務、修学、療養等の都合上、別居している場合であっても、余暇には起居をともにすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、医療費等を送金している場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親

族は生計を一にするものとして取り扱われます。

これに対して健康保険では、図表1の②に該当する者については被保険者との「同一世帯」が必要条件となります。健康保険では、親族関係により同居か非同居かの判断が必要となるわけです。そのうえで生計を維持されているかどうかは図表2の年収要件を満たしているかどうかで判断します。

なお、図表2①③について60歳以上の者または障害者に該当する場合は一三〇万円ではなく、一八〇万円と読み替えます。

同じ年収でも
対象期間が異なる

所得税と健康保険での年収要件ですが、どの期間の年収で判断するかが異なります。

所得税は暦年基準(1月1日～12月31日)で判断します。具体的には年末調整・確定申告で計算した合計所得金額により、扶養家族に該当するかを判断します。給与収入のみの場合は一〇三万円以下であれば扶養家族となります。これに対して、健康保険では今後一年間の収入見込みで被扶養者

に該当するかを判断します。所得税のような暦年計算で確定させた所得での判定ではないので注意が必要です。言い換えると、年収三〇万円以上の継続的な収入見込みができた時点で被扶養者に該当しなくなるわけです。一三〇万円ですから、たとえば、被扶養者の月給が継続してこの金額を超えていく見込みであれば、被扶養者は該当しないと判断できます。

所得税では年末調整・確定申告といった扶養親族の所得金額を確定する時期が明確なので判断は容

図表1 扶養家族の範囲（家族要件）

| 所得税 | 健康保険 |
|------------------------------|--|
| 配偶者で生計を一にしている者 | 配偶者（内縁関係を含む）で主として被保険者に生計を維持されている者 |
| 6親等内の血族および3親等内の姻族で生計を一にしている者 | ①直系親族、子、孫、弟妹で、主として被保険者に生計を維持されている者 ②被保険者と同一の世帯で主として被保険者の収入により生計を維持されている次の者 i 被保険者の3親等以内の親族で上記①以外の者 ii 内縁関係にある配偶者の父母および子 iii iiiの配偶者が亡くなった後におけるその配偶者の父母および子 |

図表2 扶養家族の年収要件

| 所得税 | 健康保険 |
|-------------------------------------|--|
| 合計所得金額が38万円以下（給与収入だけであれば、年収103万円以下） | (被保険者と同一世帯の場合) ①年間収入が130万円未満である ②年間収入が被保険者の年間収入の2分の1未満である ※原則として、①②の両方とも満たす必要がありますが、②については、2分の1を超えていても被保険者の年収を超えない場合には、世帯の生計状況を総合的に勘案して、被保険者が世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるときは被扶養者と認められます。 (被保険者と同一世帯でない場合) ③年間収入が130万円未満である ④年間収入が被保険者からの援助による収入額より少ない ※原則として③④の両方とも満たす必要があります |

ただし、被扶養者の収入が一三〇万円未満でも勤務先での所定労働時間等が同じ職場の社員の四分の三以上の場合は勤務先で健康保険に加入するため、健康保険の被扶養者から外れます。これは健康保険では勤務時間の要件が収入の要件よりも優先しているからです。被保険者に該当するのかどうかを確認しておく必要があります。

A Q 20歳を超えたフリーターの子供は？

所得税では本人の暦年での給与年収が一〇三万円以下であれば扶養親族に該当します。健康保険では、原則として今後の年収見込みが一三〇万円未満であり、かつ親の年収の二分の一未満かどうかで判断します。

A Q 就職後に一旦退職して家事手伝いをする娘は？

この場合は、雇用保険の失業給付を受けているかがポイントとなります。所得税では失業給付は非課税扱いになるため、受給額の多寡に関係なく年収から外して判断することになります。つまり、退職前の給与合計が一〇三万円以下であれば扶養親族に該当します。

これに対しても健康保険では失業給付も年収の一部として判断します。具体的には給付基礎日額が三、六一一円以上（一〇万八、三三三円+三〇日）であ

Q は？

離れて暮らしている両親

易ですが、健康保険ではそのような時期が明確に存在しないため、被保険者自身が被扶養者の月収を隨時確認する必要があります。上記の要件を踏まえ、いくつか事例を検討してみましょう。

A Q たゞ、被扶養者の収入が一三〇万円未満でも勤務先での所定労働時間等が同じ職場の社員の四分の三以上の場合は勤務先で健康保険に加入するため、健康保険の被扶養者から外れます。これは健康保険では勤務時間の要件が収入の要件よりも優先しているからです。被保険者に該当するのかどうかを確認しておく必要があります。

A Q たゞ、被扶養者の収入が一三〇万円未満でも勤務先での所定労働時間等が同じ職場の社員の四分の三以上の場合は勤務先で健康保険に加入するため、健康保険の被扶養者に該当しません。もちろん受給期間が終了後、無収入であれば、その時点から被扶養者になります。

A Q 失業中の夫は？（妻の扶養家族にできる要件は）

妻が健康保険の被保険者であれば、健康保険上は先の設問と同じ取扱いとなります。ただし、所得税では配偶者の取扱いが異なります。所得税では、配偶者は「控除対象配偶者」に該当するかどうかで判断します。

A Q 今回の例で言えば、夫の年間給与が一〇三万円をわずかに超えたからといって、妻の所得税が急激に増加するということはないわけですね（ただし、一〇三万円を超えていたため夫自身の所得税は課されることができます）。これは他の所得控除の有無等によります。

A 同居をしていないので、所
得税では生計を一にしてい
るかどうかがポイントです。

具体的には両親に生活費の仕送
り等をしているか、ということに
なります。しているのであれば生
計を一にしていますので、後は曆
年での一年間の所得金額で判定し
ます。両親が無収入であれば問題
ありませんが、年金を受給してい
る場合は気をつけてください。給
料とは所得区分が異なりますの
で、合計所得金額の計算方法も異
なります。単純に年金受給額で判
断しないようにしてください。

A 健康保険については、直系親族
ですので同一世帯である必要はあ
りません（図表4参照）。

あとは年収要件を満たしている
かどうですが、年金額が年間一
三〇万円未満（60歳以上等一八〇
万円未満）であれば被扶養者に該
当します。ただしこの例のよう
に同居をしていない場合には、年金
額が仕送り等による援助額より少
ないことが必要となります。

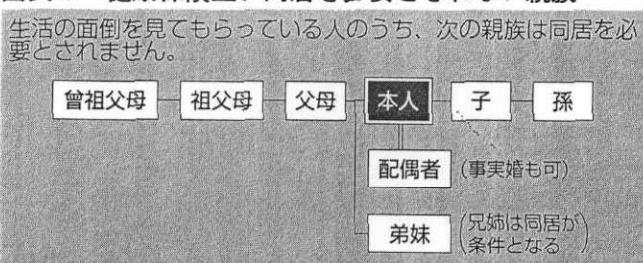
A **Q** 同居中の親族は？（妻の親
や従兄弟など）

妻の親は一親等の姻族、従
兄弟姉妹は四親等の血族に

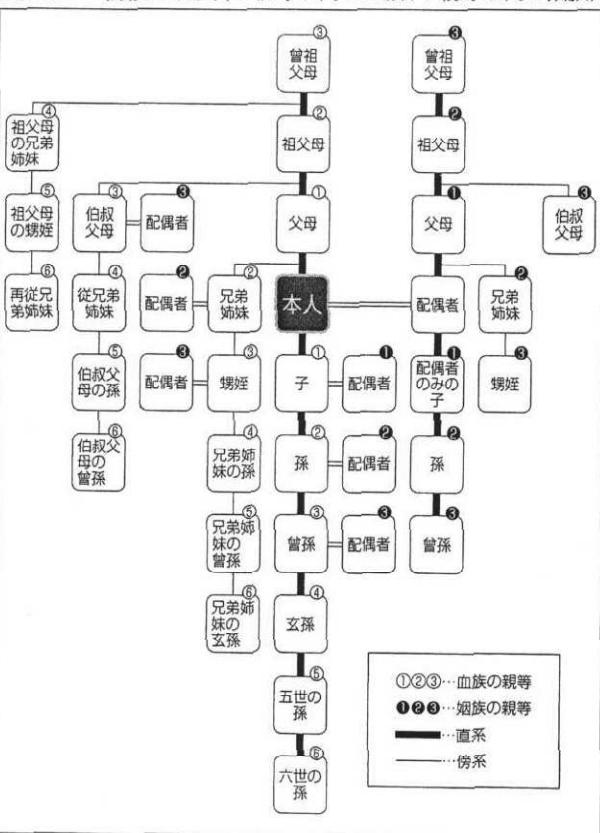
図表3 配偶者控除・配偶者特別控除の早見表（給与収入のみの場合）

| 配偶者の給与収入 | 配偶者控除額 | 配偶者特別控除額 |
|--------------------------|--------|----------|
| 0万円～103万円以下 (控除対象配偶者) | 38万円 | 0万円 |
| 103万円超～105万円未満 | 0万円 | 38万円 |
| 105万円以上～110万円未満 | 0万円 | 36万円 |
| 110万円以上～115万円未満 | 0万円 | 31万円 |
| 115万円以上～120万円未満 | 0万円 | 26万円 |
| 120万円以上～125万円未満 | 0万円 | 21万円 |
| 125万円以上～130万円未満 | 0万円 | 16万円 |
| 130万円以上～135万円未満 | 0万円 | 11万円 |
| 135万円以上～140万円未満 | 0万円 | 6万円 |
| 140万円以上～141万円未満 | 0万円 | 3万円 |
| 141万円以上 | 0万円 | |

図表4 健康保険上、同居を必要とされない親族



図表5 親族の範囲（6親等以内の血族、3親等以内の姻族）



A **Q** 内縁関係にある妻やその子
供は？

上の親族に該当しないた
め、所得税では妻子ともに扶養親
族となりません。つまり、年収の
多寡にかかわらず扶養親族には該
当しません。

また、給与・年金以外の収入（不
動産収入・事業収入等）がある場
合は、全収入を基に年収要件を判
定する必要があります。単に給与
の額だけで判定するものではない
ことを社員に通知し、扶養家族の
収入（所得）について正しい報告
を徹底させることが大切です。